

鳥取県公報

昭和二十七年六月十日 火曜日
第二千三百十九号

本書ノ大キサハ圖定規格▲五判

鳥取県規則第三十九号

鳥取県移出入貨物統計調査規則を廃止する規則
鳥取県移出入貨物統計調査規則（昭和十二年十二月鳥取
県令第五十四号）は、廃止する。

鳥取県建設業審議会規程をここに公布する。

昭和二十七年六月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十号

鳥取県建設業審議会規程

（設置）

第一條 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十三
條の規定により、鳥取県建設業審議会（以下「審議会」
とす。）を設置する。

規 則

目 次

- ◇規則 鳥取県移出入貨物統計調査規則の廃止
- 鳥取県建設業審議会規程
- ◇訓令 農林水産業調査規則施行細則外五件廃止
- 鳥取県学事年報報告規程の廃止
- ◇告示 道路の指定
- 産業統計費補助規程外一件廃止
- 普通水利組合廃止の許可
- 木炭の規格証票について

鳥取県移出入貨物統計調査規則を廃止する規則をここに
公布する。

昭和二十七年六月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

00592

(目的)

第二條 審議会は、知事の諮問に応じ、建設業の改善に關する重要事項を調査審議することを目的とする。

(組織)

第三條 審議会は、委員十五人をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が建設大臣の承認を得て任命又は委嘱する。

- 一 關係各庁の職員 四人
- 二 学識経験者のある者 三人
- 三 建設工事の需要者 四人
- 四 建設業者 四人

(委員の任期)

第四條 關係各庁の職員のうちから命ぜられた委員を除く他の委員の任期は、六月とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の殘任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることが出来る。但し、引續いて二回以上再任されることはできない。

(会長)

第五條 審議会に会長を置く。会長は学識経験のある者である委員のうちから委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、学識経験のある者である委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

(幹事)

第六條 審議会に幹事若干人を置き審議会の議をへて会長が委嘱する。

2 幹事は、会長の指揮を受けて会務を処理する。

(書記)

第七條 審議会に書記若干人を置き、会長が委嘱する。

2 書記は会長の命を受けて庶務に従事する。

(議事及び議決)

第八條 審議会は委員の二分の一以上が出席しなければ會議を開くことができない。

2 關係各庁の職員、学識経験のある者、建設工事の需要者又は建設業者のいずれか一に属する委員の出席者

00593

の数が出席委員の総数の二分の一をこえるときは、議事を決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(小委員会)

第九條 審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、それぞれ關係各庁の職員、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者である委員のうちから会長が指名した者で組織する。

3 前項の委員のうち、建設工事の需要者及び建設業者である委員のうちから指名する委員の数は同数とし、これらの委員の数は委員総数の三分の二以上であつてはならない。

4 小委員会の委員のうちから会長が指名した者は、委員長の職務を行う。

5 審議会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(審議会の庶務)

第十條 審議会の庶務は、土木部管理課内において処理する。

第十一條 この規則に定めるものを除く外、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県建設業審議会規程(昭和二十四年九月鳥取県告示第四百八十一号)は廃止する。

訓 令

鳥取県訓令第十一号

市 町 村 長

次に掲げる訓令は、廃止する。

昭和二十七年六月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

農林水産業調査規則施行細則(昭和十六年三月鳥取県訓令甲第四号)

農作物等の被害報告規程

(昭和二年一月鳥取県訓令 甲第一号)

商業調査規則施行細則

(昭和十四年十月鳥取県訓令 甲第十六号)

工業調査規則施行細則

(昭和十四年十月鳥取県訓令 甲第十七号)

農林省所管重要物資現在高調査事務取扱手続

(昭和十六年二月鳥取県訓令 甲第二号)

商工省所管重要物資現任高調査事務取扱手続

(昭和十六年二月鳥取県訓令 甲第三号)

鳥取県訓令第十二号

市町村長 学校組合管理者

鳥取県学事年報報告規程(昭和十年二月鳥取県訓令甲第六号)は、廃止する。

昭和二十七年六月十日

鳥取県知事 西尾愛治

告示

鳥取県告示第二百九十五号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第八條の規定により、次のとおり道路を指定した。

昭和二十七年六月十日

鳥取県知事 西尾愛治

一、申請人の住所氏名 東伯郡倉吉町大字西町

一、指定場所 東伯郡倉吉町大字河原町字西淀 八一八六一番地の二宅地

一、道路の延長 一六、八二メートル

一、道路の巾員 四メートル

一、図面 省略

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県告示第二百九十六号

次に掲げる告示は、廃止する。

昭和二十七年六月十日

鳥取県知事 西尾愛治

産業統計費補助規程(昭和五年一月鳥取県告示第三十

(二号) 農林水産業調査規則 商業調査規則及工業調査規則ニ依リ任命セラレタル調査員ノ佩用スヘキ徽章 (昭和十二年四月鳥取県告示第二百二十八号)

鳥取県告示第二百九十八号

羽合堰普通水利組合及び浜新田普通水利組合の廃止について、昭和二十七年六月三日許可した。

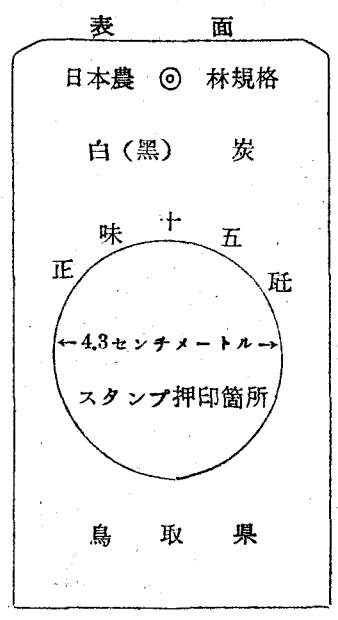
昭和二十七年六月十日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県告示第二百九十九号

昭和二十五年六月鳥取県告示第二百八十七号によつて指定した規格証票の様式及び表示の方法を次のように定め、昭和二十七年七月一日から実施する。但し、この規格証票の様式により難い事由があるときは、昭和二十七年七月末日までに限り、この証票のほか、なお従前の例による。

昭和二十七年六月十日 鳥取県知事 西尾愛治 木炭の規格証票 一、規格証票の様式



証票 用紙とする 用紙の寸法 横五、五センチメートル縦九センチメートル 用紙表面の色 地色は白とする。「かし」「くぬぎ」「なら」は、赤色、「きつ」「くり」「まつ」

表面文字の色、粉は藍色の模様を刷りこむ。
 白(黒)炭は地色とし、ガス用木炭又は製鉄用木炭は黒色とする。

裏 面

◎

生産者	
氏名	住所
郡市	
村町	

用紙裏面の色 地色は白とする。
 裏面文字の色 黒色とする。

右の証票のスタンプ押印箇所を押印するスタンプの様式は次による。

粉、「くり」及び「まつ」を除く白、黒炭の場合

格付者表示

樹種	形状	品等
称呼	称呼	
表示年月日		

円の直径
 四センチメートル
 肉色
 黒、紫又は藍

粉、「くり」及び「まつ」の場合

格付者表示

粉
表示年月日

円の直径、肉色は
 右に同じ

ガス用木炭又は製鉄用木炭の場合

格付者表示

ガス用木炭
表示年月日

円の直径、肉色は
 右に同じ

不合格木炭の場合

格付者表示

不合格
表示年月日

円の直径、肉色は
 右に同じ

註

- (1) 備長の称呼は、スタンプの樹種称呼の欄に表示する。
- (2) ガス用木炭又は、製鉄用木炭の証票面には、白(黒)炭の文字を記入してはならない。
- (3) 不合格のスタンプを押印する場合には証票表面の白(黒)炭及び正味量目の文字を消さなければならぬ。

二、表示の方法

(1) 証票は格付のつど一包装ごとに、俵詰の木炭にあつてはその俵小口の中央に、その他の木炭にあつては見易い箇所に緊着する。

(2) 証票に用いる針金は、長さを二〇センチメートル以上としこれを折曲げて使用する。